

関西に新しいひとの流れを ～政府機関・企業拠点を関西へ

2014年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では「地方への新しいひとの流れをつくる」ための政策パッケージの一つとして、企業の地方拠点強化等や政府関係機関の地方移転が掲げられ、おのおの取り組みが進められている。本特集では、文化庁をはじめとする政府機関等の移転に関する関西・関経連の取り組み、地方拠点強化税制に対する関西圏・中部圏の共同要望などについて紹介する。

地方創生政策における 位置づけとは――

これまで政府機関の移転については、第四次全国総合開発計画(1987年6月閣議決定)、88年の多極分散型国土形成促進法成立を受けて、主に東京都区内から関東圏への移転が推進されてきた。

一般の動きはいわゆる地方創生政策の一環として進められており、理念として東京一極集中の是正は掲げられつつも、地方への人の流れや地方の雇用を創出することが主な政策目標となっている。加えて、過去の政府機関移転では国が主体的に方針案を作成・決定していたのに対し、今回は道府県の提案に

対して国が検証を行うという方針で移転機関が決定されており、従来とは視点の異なった取り組みとなっている。

地方拠点強化税制については、関西圏・中部圏の都心部が優遇対象地域から除外されており、やはり地方部の雇用創出を重視した施策となっている。

関経連としては、関係自治体・経済団体等と連携し、文化庁をはじめ関西への移転が決まっている政府機関の円滑な計画推進とその効果を最大限発揮させる取り組みを進めていく。また、地方拠点強化税制については、東京以外にも成長の核が存在する複眼型国土の形成という観点からの見直しを求めていく。



文化庁を京都に！ ～全面的移転に向けたこれまでの動き～

「まち・ひと・しごと創生本部」では、道府県等の提案をふまえ政府関係機関の移転の必要性や効果を検証し、2016年3月22日「政府関係機関移転基本方針」を決定した。この中で、京都府・市、関西広域連合、地元経済界等が要望してきた「文化庁」については、今後、時代の変化に応じた大胆な文化行政の転換が求められるなか、「伝統的な文化が蓄積した京都への移転により、文化行政の企画立案のさらなる強化や国際発信力の向上が期待できる」といった理由から「極めて意義が深い」とされ、数年内の京都への全面的な移転が明記されるとともに、政府内に「文化庁移転協議会」が設置された。その後、実際に文化庁職員が京都市内でテレビ会議システム等のICTを活用して勤務する実証実験なども実施され、移転や機能強化に向けた具体的な検討が続けられた結果、一部先行移転を行うことを含め

た今後の移転の進め方や、本格移転先の候補4カ所5件などが示された。

文化庁の全面的移転決定を受け、関西は官民をあげてこれを歓迎。その姿勢を表すものとして、同年7月21日に開催された当会と関西広域連合との意見交換会の場にて、宮田亮平 文化庁長官出席のもと、文化庁、関西広域連合、京都府・市および関経連の5者で「文化の力で関西・日本を元気に」と題した共同宣言を発表。オール関西で文化庁と連携し、さまざまな取り組みを展開することを合意した。

「文化庁 地域文化創生本部」始動

2017年4月1日、本格移転に向けた大きな一歩として、「文化庁 地域文化創生本部(本部長：文化庁長官)」が発足。同本部は、文化庁の本格移転の準備とともに、文化による地方創生、文化財を生かした観光など新たな政策ニーズに対応した事務・事業を、地元の知見・ノウハウ等を生かしながら先行

文化で地域創生を ～関西の知から 世界へ～

文化庁 地域文化創生本部事務局長 松坂 浩史



文化庁 地域文化創生本部が今年4月1日に、京都・東山の世界文化遺産、清水寺近くに設置発足し、わが国文化行政の歴史に新しい一歩が記されました。

地域文化創生本部は、地域の文化資源を活用することによる地方創生やまちづくりを推進する新しい文化庁の取り組みの礎となるものです。現在、文化庁本庁のある東京から京都に移ってきた職員に加え、関西の自治体や産業界、大学から意欲ある職員が集まり、総勢38名の体制で、地域性や組織風土の違いを越えて、互いの個性を尊重し相手を思いやりながら、日々業務に取り組んでおります。

具体的には、文化庁の全面的移転に向けた準備をはじめ、これまでの文化庁の施策ではとらえきれなかった新たな文化行政を展開するため、総括・政策研究、暮らしの文化・アート、広域文化観光・まちづくりの3つのグループを置き、取り組んでいるところです。

関西には、長年にわたる文化の伝統の中から、多様な産業を生み出してきた多くの都市があります。文化の創造と産業の創出の関連をたどって

くと、文化と産業を結び道筋がみえてくるのではないかと考えています。

東京の文化庁本庁とはテレビ会議システムにより円滑なコミュニケーションを行っておりますが、その会議室の窓からは、法観寺五重塔、通称「八坂の塔」や、“春はあけぼの”で始まる古典文学『枕草子』の作者、清少納言が眺めた東山の夜明けの雲をのぞむことができます。

豊かな文化と伝統を持つとともに創造・イノベーションの地でもある関西に立地するという特性を十分活用して、地方創生や文化芸術立国の実現に向けた取り組みを推進するとともに、さらに積極的に世界の文化交流に貢献してまいりたいと存じます。

「思う気持ちが同じでないとうまくいかない」とは宮田亮平 文化庁長官の当本部開所式記者会見(4月3日)での言葉です。

関西経済連合会の皆さまならびに関係各位におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

的に実施する組織として設置されたものである。事務局運営には地元も大いに協力しており、京都市上下水道局旧東山営業所にある事務局には文化庁職員のほか、自治体(京都府・市、関西広域連合)、経済界、大学等を出身母体とする職員総勢38名が集結、力を合わせてミッションに取り組んでいる。

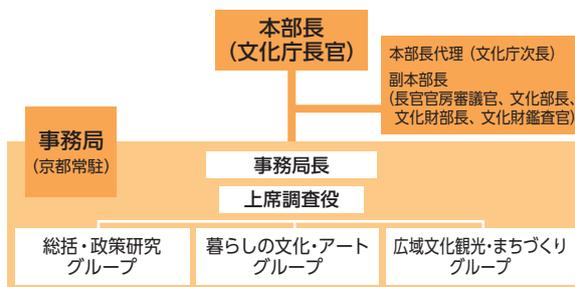


文化庁 地域文化創生本部開所式(2017年4月3日)

「総括・政策研究グループ」は文化に関する政策調査研究や国際文化交流等を、「暮らしの文化・アートグループ」は文化芸術資源の活用による地方創生や経済活性化、人材育成等を担い、「広域文化観光・まちづくりグループ」は文化財等を生かした広域文化観光やまちづくり等を推進する(図1)。それぞれの取り組みを通じ、国全体の文化行政におけるメリットや課題を検証し、文化庁が移転を機に、今後期待される新たな政策ニーズに対応する「新・文化庁」となることをめざす。

また、地元との連携・協力をはかるため、「地域文化創生連絡会議」が設置され、京都府・市、京商、関西広域連合、関経連の実務者が定期的に集まり、文化芸術の振興に係る課題や取り組み事例などを共有する体制が取られている。

〈図1 地域文化創生本部の体制〉



一日も早い全面的移転へ

文化庁の本格移転先については、京都の近代化遺産であり、文化的価値が高いことに加え、交通の便、

規模、ICT環境などから総合的に判断され、現・京都府警察本部本館とすることが本年7月に決定された。また、遅くとも2021年度中の本格移転をめざし、2019年度中に「新・文化庁」の組織体制を整備すること、国会対応・外交等に係る政策の企画立案業務や東京で行う必要がある執行業務をのぞくすべての業務を、京都の本庁が担うことが確認された。

政府機関等の設置が相次ぐ関西

今年に入り関西では政府機関等の設置が相次いでいる。7月24日には消費者庁が実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした新たな消費者行政の発展・創造の拠点として「消費者行政新未来創造オフィス」を徳島県庁内に開設。7月31日には特許庁所管の独立行政法人 工業所有権情報・研修館(INPIT)が近畿統括本部をグランフロント大阪(大阪市北区)に設置。知的財産の活用支援のほか、特許庁の審査官による出張面接審査やテレビ面接審査が行われている(P.13 NEWS FILE参照)。

こうした動きが関西地域や企業のみならず、国にもメリットを生む取り組みとなることをめざし、当会は、今後も計画の円滑な推進に向け、政府機関や地元自治体などとの連携・協力を進めていく。

地方拠点強化税制とは

地方拠点強化税制は、地方への新たな人の流れを生み出すことを目的としており、企業等が東京23区にある本社機能を地方に移転したり(移転型)、地方にある本社機能の拡充を行ったりする(拡充型)際に、課税の特例等の優遇措置が受けられる制度である。とりわけ移転型の優遇措置は手厚いが、その雇用要件等の厳しさもあり、適用数は伸び悩んでいる。また同税制は、地方部の雇用創出を重視するものであることから、関西圏・中部圏の都心部は優遇対象地域から除外されており、制度上の問題をはらんでいる(図2)。

対象地域の見直しに向けて

関西圏・中部圏の連携した取り組み

当会はかねてより、わが国経済の持続的成長や危機管理の観点から複眼型国土形成の必要性を主張してきた。その実現に向け、地方拠点強化税制についても、三大都市圏をひとくくりにとらえるべきではなく、関西圏・中部圏の都心部を税制優遇の対象

地域とすべきであるとする。そこで2016年9月、同じく対象外地域を抱える中部経済連合会(中経連)と連携し、対象地域の見直しに向けた提言を取りまとめ、国および関係諸機関へ要望を行った。2017年度は、制度見直しをより強く求めるべく、関西圏・中部圏の自治体・経済界の意見を集約する形で8月に提言を取りまとめた。

連名団体(自治体・経済団体)

	関西	中部
自治体	京都府、大阪府、兵庫県、 京都市、大阪市、堺市、神戸市	愛知県、 名古屋市
経済団体	関西経済連合会、大阪商工会議所、 京都商工会議所、神戸商工会議所、 堺商工会議所、関西経済同友会	中部経済連合会、 名古屋商工会議所、 中部経済同友会

■具体的な要望事項と今後の対応

東京をはじめ首都圏に集中・依存する従来モデルからの脱却と持続性ある地方経済の成長のため、関西圏・中部圏は、スーパー・メガリージョン構想の核として首都圏と並び立つ成長エンジンとなるべきであり、両地域に対して集中抑制的な既存施策・法

制度は見直すべきであるというのが提言の基本的な考え方である。

具体的な要望事項としては、①わが国全体の国際競争力を高めるとともに、地域経済の発展をけん引する役割を果たすため、関西圏・中部圏の中核地域も優遇対象地域とした上で、当該制度を継続することを求めている。加えて、②インセンティブを高め利用促進につなげるとともに、現在の人手不足をふまえるとの観点から、施設整備計画に関する従業員数の増加要件の緩和と雇用促進税制における雇用要件の緩和および設備投資減税における特別償却、税額控除額の引き上げも求めている。

8月には関経連と中経連が中心となり、関係省庁等への建議・要望活動を実施した。今後は、例年秋ごろに開催される自民党の「予算・税制等に関する政策懇談会」において“関西圏・中部圏の都心部の対象地域化”を主張し、税制改正等への反映をめざす。

*提言全文は関経連ホームページに掲載。

(地域連携部 西村和芳/産業部 小池弥生/
経済調査部 中島宏)

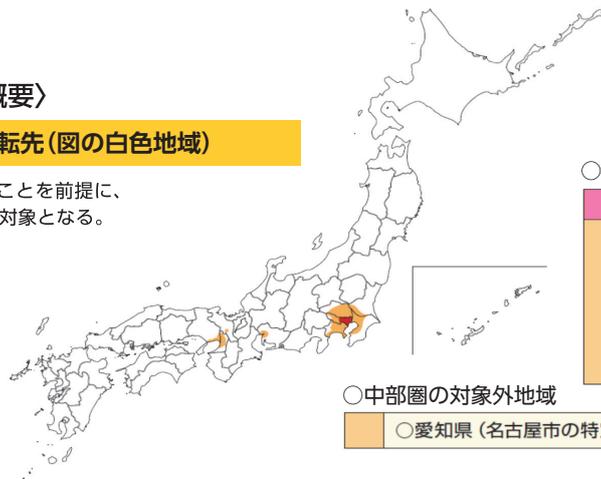
〈図2 地方拠点強化税制の概要〉

税制優遇が受けられる本社移転先(図の白色地域)

白色地域は地域再生計画を作成することを前提に、「地方活力向上地域」として広く支援対象となる。

○関西圏の対象外地域

- 大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域)
- 京都府(京都市の特定の区域)
- 兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域)



○首都圏の対象外地域

- 東京23区
- 東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等)
- 神奈川県(横浜市、川崎市等)
- 埼玉県(川口市、川越市等)
- 千葉県(千葉市等)
- 茨城県(龍ヶ崎市等)

○中部圏の対象外地域

- 愛知県(名古屋市の特定の区域)

出所：経済産業省資料より作成

国税・地方税の優遇措置	拡充型	移転型
	<p>制度類型(拡充型・移転型)</p> <p>地方の企業の拠点拡充</p> <p>地方にある企業の本社機能等の強化を支援</p>	<p>東京一極集中の是正 地方移転の促進</p> <p>東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り</p>
基本的な適用要件	<p>本社機能において従業員数が10人(中小企業者5人)以上増加</p> <p>*移転型は、地方事業所における新規雇用者(東京23区における従業員減少を上限)を東京23区からの転勤者とみなす</p>	
雇用促進税制	<p>①法人全体の雇用増加率が10%以上の場合、増加雇用者1人当たり最大60万円を税額控除《従来の40万円に、地方拠点は最大20万円上乗せ》</p> <p>②法人全体の雇用増加率10%未満の場合、増加雇用者1人当たり最大30万円を税額控除</p>	<p>①増加雇用者1人当たり最大90万円を税額控除《拡充型の最大60万円に、地方拠点は最大30万円上乗せ》</p> <p>②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続</p> <p>③②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用</p>
設備投資減税	特別償却15%または税額控除4%	特別償却25%または税額控除7%
地方税の減収補填	自治体が固定資産税、不動産取得税の減免を行った場合、交付税で減収額を補填	固定資産税、不動産取得税に加え、事業税についても交付税で減収額を補填

出所：内閣府・経済産業省・厚生労働省資料より作成